

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領

1. 事業名

特別支援教育に関する実践研究充実事業

2. 事業の趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになってきている。

さらに、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示された。こうしたことから、令和2年度からの新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施にあわせ、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校へ普及していく必要がある。

本事業は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践的な研究等に取り組み、その成果を全国へ普及することによって特別支援教育の推進を図る。

また、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析を行うとともに、教育課程等の研究開発を行う。

3. 事業の内容

以下の項目のいずれかを選択し実施するものとする。それぞれの項目における詳細については別紙1及び2を参照すること。

(A) 新学習指導要領に向けた実践研究（別紙1）

新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究

(B) 政策課題対応型調査研究（別紙2）

盲ろう児に対する特別支援教育

聴覚障害児に対する外国語等の指導法

特別支援学校教諭の養成課程に関する実態の把握・分析

(C) 政策課題対応型先導研究 (別紙 3)

農福連携

読書活動

特別支援学校小学部 (知的障害) のプログラミング教育

特別支援学校小学部 (知的障害) の外国語活動

その他

4 . 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

(A) 新学習指導要領に向けた実践研究 (調査研究)

- ・法人格を有する団体

(B) 政策課題対応型調査研究

- ・法人格を有する団体

(C) 政策課題対応型先導研究

- ・都道府県教育委員会
- ・市町村教育委員会 (指定都市を含む)
- ・附属学校 (特別支援学校に限る) を設置する国立大学法人
- ・特別支援学校を設置する学校法人

5 . 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 . 企画提案書 (事業実施計画書) の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は公募要領で定める事業実施計画書によって代えるものとする。研究内容によって以下の様式を使用すること。

(A) 新学習指導要領に向けた実践研究 様式 1 - 1 , 様式 1 - 2

(B) 政策課題対応型調査研究 様式 2 - 1 , 様式 2 - 2

(C) 政策課題対応型先導研究 様式 3 - 1 , 様式 3 - 2

様式は全て A 4 縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

企画提案書の内容を補足するために必要と思われる資料(パンフレット等)を適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

企画提案書は、以下の方法で提出すること。

- ・メールにより提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。
- ・別紙様式「事業実施計画書」を Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDF で送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDF で送信可能とする。)
- ・メールの件名は「【組織名】実践研究充実事業企画提案書」
(組織名の例 例1： 県教育委員会, 例2： 県, 例3： 大学)とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・企画提案書を受信した旨のメールを令和2年4月3日(金)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和2年4月6日(月)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

企画提案書(事業実施計画書)

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

TEL: 03-5253-4111(内線3716)

(5) 提出締切

令和2年4月2日(木)12:00までの受信記録があるもの。

なお、提出締切後の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については、返却しない。

7. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール(予定)

公募締切：令和2年4月2日(木) 12:00まで

審査：令和2年4月上旬

結果通知：令和2年4月下旬

契約締結：令和2年度予算が成立した場合に、成立日以降の令和2年度の日付で順次締結する。

契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

複数年の事業期間であっても、契約については単年度ごとに締結する。

国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果，契約予定者となった場合には，契約締結のため，遅滞なく以下の書類の提出を求めることから，事前に準備をしておくこと。

なお，再委託先がある場合は，再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には，その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表，旅費支給規定など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡と合わせて，文部科学省から様式を別途送付する。
なお，再委託先からの提出は不要。）

11．その他

再々委託は認めない。

その他，事業に係る事項については，委託要項等によるものとする。

また，事業の実施にあたっては，契約書を遵守すること。

なお，事業実施計画書を作成するにあたっては，以下の URL の内容を参照にすること。

- ・特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月公示）
- ・特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm
- ・幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

本事業の申請に関する質問やその回答について，調達情報のサイトにおいて公表するため，適宜確認すること。